

ジアセチルによる呼吸器疾患に係る検討について

1 検討の経緯

2, 3-ブタンジオン（別名：ジアセチル）については、「業務上疾病に関する医学的知見の収集に係る調査研究 報告書（2020年3月）」をまとめる際に、症例報告の件数や有用な文献がないとの理由から報告書への掲載が見送られ、本分科会においても検討対象としていなかった。

しかしながら、ジアセチルにばく露した労働者に発生した呼吸器疾患に係る労災請求事案が令和2年12月に認定されたところである。その後、令和3年6月にジアセチルによる健康障害の防止及び労災保険制度の周知を関係団体に対して行っており、今後の同様の事案に対して適切に対応するためには、ジアセチルによる肺疾患に関して業務と疾病との医学的因果関係を整理しておく必要があるため、本分科会において大臣告示への追加の必要性の有無について検討を行う。

2 労災認定事例の概要

食品香料を製造する事業場において、ジアセチルを用いた混合・攪拌の作業、ジアセチル等を含むタンクの洗浄作業等の業務に従事していた労働者が閉塞性換気障害を発症したとして労災請求がなされたもの。調査の結果、当該作業において上記労働者が相当程度のジアセチルにばく露していたことが推定され、当該呼吸器疾患は業務が相対的に有力な原因となって発症したものと考えられるとして、労基則別表第1の2第4号9の業務上疾病に該当するものと判断された。

3 日本国内におけるジアセチルの取り扱いについて

- ジアセチルの主な用途
有機合成中間体、香料
- 国内におけるジアセチルの取扱事業場数（平成27年）※
35社
- 国内におけるジアセチルの使用量（平成27年）※
2396.58 kg

※ 日本香料工業会「香料使用量に関わる調査研究」（平成29年3月）

4 労働現場におけるジアセチルの規制状況

特定化学物質等には指定されていないが、SDS交付制度の対象となっている。

5 検討方法

平成23年以降のジアセチルと閉塞性細気管支炎に関する18の医学文献を対象とし、大臣告示に追加すべきかどうか検討を行う。

6 検討に当たっての主なポイント

- 国外における症例報告等から、国内においても通常労働の場において発症し得る状況であると言えるか。
- 疫学研究において、因果関係を認める報告が十分にあり、業務と疾病との間に医学的因果関係があると言えるか。